天理市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月29日

天理市長　並　河　　健

天理市規則第30号

天理市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

天理市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成７年12月天理市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第21条第２項」を「第18条の３第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。